



愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

平成19年 1月30日火曜日 第1831号外 1

◇ 目 次 ◇
告 示

家畜伝染病防止のための物品の移入禁止..... 1

告 示

○愛媛県告示第 189 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防治法施行細則（昭和28年愛媛県規則第38号）第14条の規定により、当分の間、次に掲げる区域からの鶏、あひる、うずら、七面鳥及び高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品の移入を禁止する。ただし、鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により搭載したまま当該区域を通過するものは、この限りでない。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

岡山県高梁市玉川町、成羽町（下日名、上日名、成羽、佐々木、小泉、相坂、下原及び星原に限る。）、川上町（高山市を除く。）及び備中町（志藤用瀬、布賀、布瀬及び長屋に限る。）、井原市芳井町（池谷、井山、宇戸川、片塚、上嶋、佐屋、下嶋、種、花滝及び山村に限る。）、野上町（県道美袋井原線から西側の区域に限る。）及び美星町並びに小田郡矢掛町（宇内に限る。）